

(別紙 居宅介護支援事業所ゆず一家料金表) *令和8年6月1日時点
 提供するサービスの費用について

(1) 介護保険給付サービス利用料金

費用の負担はございません(介護保険より全額給付されます)。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合がございます。その場合は、いったん1月当たりについて下記の金額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。(サービス提供証明書を市町の窓口に出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

*介護予防支援費

【基本単位】

	単位数
介護予防支援費Ⅱ	472

【加算】

	単位数
初回加算	300
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の21/1000

*居宅介護支援費

【基本単位】

	要介護1・2	要介護3・4・5	算定該当
居宅介護支援費(i)	1086	1411	●
居宅介護支援費(ii)	544	704	
居宅介護支援費(iii)	326	422	

【加算】

加算名称	単位数	算定該当
初回加算	300	●
入院時情報連携加算	I	250 ●
	II	200 ●
退院退所加算 ※入院、入所期間中1回を限度	Iイ	450 ●
	Iロ	600 ●
	IIイ	600 ●
	IIロ	750 ●
III	900 ●	
緊急時等居宅カンファレンス加算 ※月2回を限度	200	●
通院時情報連携加算	50	●
ターミナルケアマネジメント加算 ※下記の記載参照	400	●
特定事業所加算	I	519
	II	421 ●
	III	323
	A	114
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の21/1000	●

※ターミナルケアマネジメント加算は医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

1. ターミナル期に担当ケアマネジャーが、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問する。
2. 担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握する。
3. 把握した心身の状況等の情報を記録する。
4. 把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提出する。
5. 必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受ける。

【減算】

減算名称	単位数
特定事業所集中減算	200
運営基準減算	所定単位数の50%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%減算

【交通費】

公用車を利用して実施地域を超えた場合、実施地域を超えた地点から1キロ毎に100円を実費として徴収します。

【解約料】

解約についての料金は一切いただきません。

*介護報酬は定期的な見直しがあります。変更があった場合は、再度別紙にてご説明し、同意をいただきます。